

贈与テクニック8選

テクニック	対象となる贈与(援助)	手続き	金額の上限	チェックリスト
①生活・教育・医療・冠婚葬祭の「都度払い」	扶養義務者から被扶養者への援助	なし	社会通念上適当と認められる金額	☐ 扶養義務者からの援助ですか。 ☐ 必要な都度渡している又は扶養義務者が直接振り込んでいますか。 ☐ 使ったことが分かる証拠(領収書や振り込んだことが分かる通帳)を残していますか。 ☐ 生活費を負担する場合には社会通念上適当と認められる内容・金額ですか。 ☐ 香典・祝金は社会通念上相当な金額ですか。
②暦年課税の年間110万円の基礎控除	通常の贈与(制限なし)	110万円を超えると贈与税申告が必要	暦年で110万円(申告不要の場合)	☐ (申告をしない場合)その年の受け取った金額の合計が110万円以下ですか。 ☐ 受贈者(受け取った人)単位で判定をしていますか。 ☐ 贈与契約書を作成しましたか。 ☐ 受贈者が受取った財産を管理していますか。
③相続時精算課税制度を利用する	60歳以上の父母(祖父母)から18歳以上の子(孫)への贈与	「相続時精算課税選択届出書」を初回適用時に税務署へ提出	累計2,500万円 (110万円の基礎控除あり)	☐ 初回適用時に選択届出を期限内に提出しましたか。 ☐ (申告をしない場合) その年に特定贈与者から受け取った金額の合計が110万円以下ですか。 ☐ 複数特定贈与者の年は110万円を按分して計算していますか。
④夫婦間の「居住用不動産の配偶者控除」	婚姻20年以上の夫婦間の居住用不動産又はその取得資金の贈与	適用時に贈与税申告が必要	2,000万円 (暦年贈与の基礎控除と併用で2,110万円)	☐ 婚姻20年以上の夫婦間の贈与ですか。 ☐ 贈与する不動産又は不動産の取得資金の対象は居住用ですか。 ☐ 翌年3月15日に贈与を受けた者が現実に居住をしていますか。 ☐ 過去に同じ配偶者から「居住用不動産の配偶者控除」を受けたことはありませんか。 ☐ 一定の添付書類(戸籍謄本等)を添付して贈与税申告書を提出しましたか。
⑤住宅取得等資金の贈与非課税	直系尊属(父母・祖父母など)からマイホーム取得・新築・増改築の対価に充てるための資金(住宅取得等資金)の贈与 (受贈者:18歳以上、贈与年の合計所得金額が2,000万円以下)	適用時に贈与税申告が必要	省エネ等住宅=1,000万円 その他の住宅=500万円	☐ 特例の適用期間内(～2026年12月31日)の贈与ですか。 ☐ 省エネ等1,000万円の枠を使う場合には証明書類を添付していますか。 ☐ 贈与を受けたお金は全て住宅の取得資金に充当しましたか。 ☐ 翌年3月15日までに申告・入居の期限を守っていますか。
⑥教育資金の一括贈与	直系尊属(父母・祖父母など)から子や孫への教育資金の贈与 (受贈者:30歳未満、前年の合計所得金額が1,000万円以下)	金融機関での専用手続が必要	累計1,500万円 (「学校等以外」への費用は累計500万円)	☐ 現行制度の期限内(～2026年3月31日)に教育資金口座の開設等と非課税申告書の提出を行いましたか。 ☐ 受贈者は30歳未満・前年所得1,000万円以下、贈与者は直系尊属ですか。 ☐ 領収書の提出期限(支払日から1年以内又は翌年3月15日)を守っていますか。
⑦結婚・子育て資金の一括贈与	直系尊属(祖父母、父母)から子・孫への結婚・子育て資金の贈与 (受贈者:18歳以上50歳未満、前年の合計所得金額が1,000万円以下)	金融機関での専用手続が必要	累計1,000万円 (結婚関係費は300万円が上限)	☐ 現行制度の期限内(～2027年3月31日)に専用口座開設・拠出と非課税申告書の提出を済ませましたか。 ☐ 受贈者は18歳以上50歳未満で、前年の合計所得金額が1,000万円以下ですか。 ☐ 費目の線引き(婚礼・家賃等・引越／不妊治療・妊娠・出産・産後ケア・子の医療・育児)と対象外の費目は国税庁HP等で確認しましたか。
⑧障害者への贈与信託	親や親族など個人から特定障害者への贈与	金融機関での専用手続が必要	特別障害者=6,000万円 その他の特定障害者=3,000万円	☐ 受益者が「特定障害者」(特別障害者または障害者のうち精神に障害がある方)に該当するか、証明書類で確認しましたか。 ☐ 信託設定日までに受託者経由で「障害者非課税信託申告書」を税務署へ提出していますか。 ☐ 払出しの使途が生活・療養の範囲に収まっており、居住用不動産の取得など不可の支出を計画していませんか。